

○ 鈴鹿工業高等専門学校共同研究推進センター規則

〔平成16年4月1日
規則第35号〕

最終改正令和3年4月14日

鈴鹿工業高等専門学校共同研究推進センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第5条の規定に基づき、共同研究推進センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、民間等との共同研究取扱規則（平成16年規則第26号）及び受託研究取扱規則（平成16年規則第27号）に基づき、民間等外部の機関（地方公共団体を含む。以下「民間機関等」という。）との共同研究等を推進することにより、本校における教育研究の進展に資するとともに、本校、他大学等及び民間機関等の交流の場として地域の発展と産業の振興に寄与することを目的とする。

(部屋の名称)

第3条 センターに、産学官協働研究室、オープンラボ、オフィス、会議室及び材料分析室を置く。材料分析室は、専攻科第1実験室及びラウンジを含む。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 民間等との共同研究に係る利用に供すること。
- (2) 受託研究及び受託試験に係る利用に供すること。
- (3) 学内共同研究等に係る利用に供すること。
- (4) 技術相談に関すること。
- (5) 第1号から第3号に係る学生の卒業研究及び特別研究に係る利用に供すること。
- (6) 材料分析室における教員の研究並びに学生の教育指導及び研究指導に係る利用に供すること。
- (7) センターの運営並びに機器、設備の運用及び保守に関すること。
- (8) その他センターの運営に必要な事項

(センター長及び副センター長)

第5条 センターに、センター長及び副センター長を置き、校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受けてセンターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐する。
- 4 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(センター職員)

第6条 センターに教育研究支援センター職員（以下「センター職員」という。）若干名を置く。

- 2 センター職員は、センター長の命を受けてセンターの業務を処理する。

(共同研究推進センター運営担当者会議)

第7条 共同研究推進センターの運営、業務の企画立案及び連絡調整並びにその実施を図るため、共

同研究推進センター運営担当者会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の構成員は、センター長、副センター長、教養教育科及び各学科から選出された者、教育研究支援センター技術長及びセンター職員をもって充て、校長が指名する。

3 センター長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(庶務)

第8条 センターに関する庶務は、関係課の協力を得て総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項は、研究推進委員会等の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。